

令和6年（行ウ）第85号 地位確認等請求事件

原告 （閲覧制限）ほか9名

被告 国

原告ら弁論要旨
(原告ら第20準備書面関係)

2026（令和8）年3月11日

東京地方裁判所民事第2部Db係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 三 浦 徹 也

第1 本件の審理の在り方について

- 1 被告は、本件の審理の在り方について、中野次雄編『判例とその読み方 [三訂版]』（乙16）等を参照して、平成27年大法廷判決や令和3年大法廷決定の判断を変更すべき事情があるといえるかどうかという観点から審理がされるべきと主張しています（被告準備書面(4)6頁）。
- 2 しかし、まさに被告が引用している『判例とその読み方』において、判例が内容において適当でない、あるいは適当でなくなったのならば、そのような判例を存続させておくのは裁判の生命である実質的正義に反することであり、判例のより良き発展のために、下級審の裁判官として従来の判例と反する判断をあえてすることは許されるし、むしろそれが望ましい態度であると指摘されています。

被告が述べる審理の方法は、『判例とその読み方』の表現を借りれば、下級審の裁判官を、「単に判例に外部から拘束されるという受け身の存在」に留めようとするものであって適切ではありません。

第2 本件の審理において重要なポイント

1 本件で、憲法上の権利の内容や立法裁量の程度を考える際には、婚姻をしようとする人が「氏をとるか、婚姻をとるか」という二者択一を迫られている状況をきちんと評価する必要があります。

2 夫婦同氏制度は、一方では、婚姻するためには氏名を変更しなければいけないという意味で氏名の変更を強制されない自由に対する制約となっています。他方で、氏名を維持するためには婚姻を諦めなければいけないという意味で、婚姻の自由に対する制約となっています。

こうした状況に対して、アイデンティティとの関係では、「氏が変更されると分かっている婚姻することを選択したのだから憲法13条に違反しない」言われ、他方で、婚姻できないこととの関係では、「氏が変更されないように自分で婚姻しないことを選択したのだから憲法24条にも違反しない」と言われるといった形で、本人のやむを得ない選択を「自己責任」にすり替えた議論では、当事者が置かれている状況を見越した不当な結論になってしまいます。本件の憲法適合性の審査は、氏か婚姻かの二者択一の状況を適切に評価した上で判断する必要があります。

3 また、本件では夫婦が同じ氏を称すること自体が違憲無効であるとは主張していません。夫婦同氏の例外を一切認めていないことが憲法に違反すると主張しています。そのため、違憲審査の対象となるのは、夫婦が同氏となった場合にどういう利点があるのかではなく、「夫婦同氏の例外を一切認めないこと」に合理的な根拠があるのかを検討する必要があります。単に夫婦同氏となることに抽象的・感覚的なメリットが想定されるということだけでは、例外がないことの合理性を基礎付ける根拠にはなりません。

第3 本件各規定による不利益の実態

1 本件各規定が夫婦同氏の例外を一切認めていないことによる社会的影響については、これまで必ずしも実証的な調査が行われてきませんでした。しかし、近年の調査によって、本件各規定がもたらしている影響が明らかになってきています。

2 例えば、「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(甲A8)によれば、20～39歳の独身の男女のうち、積極的に結婚したいと思わない理由として「名字・姓が変わるのが嫌・面倒だから」と回答した人の割合は、女性の25.6%を占めていることが分かりました(39頁)。

また、事実婚当事者の調査によれば、推計58.7万人が本件各規定によって婚姻できていない、いわゆる「別姓待ち」の状況にあることが明らかになりました(甲A338の1)。

さらに、日本経済新聞の調査では、婚姻していない女性のうち「別姓が選べれば法律婚をしたい」と回答したのは28%に達しているという結果でした(甲A340)。

3 婚姻は、様々な法制度や社会的なサービスとも深く結びついており、婚姻したいと考えている人にとって、人格的生存に関わる重要な法的利益です。それにもかかわらず、氏を変えたくないという思いで婚姻を諦める人がこれだけいるという状況は、それだけ多くの人が氏名を変更したくないと真摯に考えていることを示しています。また、それだけでなく、夫婦同氏の例外を一切認めていない本件各規定が、婚姻することへの制約になっていると同時に氏名に関する人格的利益に対する制約にもなっていることも示しています。

第4 夫婦間での協議の実態

1 平成27年大法廷判決は、「我が国において、夫婦となろうとする者の間の個々の協議の結果として夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めることが認められるとしても、それが、本件規定の在り方自体から生じた結果であるということとはできない。」として憲法14条1項に違反しないと判断していました。このような前提には、夫婦は自由かつ対等な立場で氏について協議して選択をしているはずであるという想定があります。

2 しかし、実際には夫婦の氏についてそのような協議はされていないという実態も明らかになっています。

大阪大学の三浦麻子教授による調査（甲A159）では、対象者の多くは、氏の選択について話し合いをしなかったと回答しています。このうち、女性が氏を変更した夫婦でいうと約85%が特に話し合いをせずに氏を決めていることが明らかになりました。

また、日本経済新聞の調査では、既婚女性のうち52.3%が「別姓を選びたかった」との回答でした（甲A340）。このような回答からも、妻が婚姻時に氏を変えた場合にそれが必ずしも本人が納得して、あるいは積極的に希望して氏を変えたとは限らないこと、婚姻したら当然に妻が氏を変えるものだという女性差別的な意識・慣習によって、氏を変えなければ婚姻ができないことによる不利益が女性に極端に集中しているという不平等な社会の実態が浮かびあがってきます。

3 これに対し、被告は、婚姻届が提出されているから夫婦間でも協議がされているはずであると主張していますが、このような表面的な評価は、社会に存在する差別的な意識・慣習の存在とそれを助長している本件各規定の問題性を覆い隠すものであって不当です。

第5 まとめ

- 1 先日の旧警備業法の欠格事由に関する最高裁の違憲判断の中で、尾島判事は、「平等保護原則と職業選択の自由の相互の結び付きによる相乗効果（シナジー効果）をみることにより、これまで余り疑問に思われていなかった制度の中にも不合理な差別が潜むことが分かるということがある」と個別意見を付していました。
- 2 本件も、憲法13条、憲法14条1項及び憲法24条が相互に関連して問題となっている事案です。以上のように述べてきた内容も全て、各条文の適合性判断に関連する事情となっています。憲法13条、憲法14条1項、憲法24条の相互の結びつきによる相乗効果をみて、氏か婚姻かの二者択一という状況を適切に評価し、明確な違憲判断を下すことを求めます。

以上